

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	御祭3区 (御祭三区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月2日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、作物は水稻が中心で一部が専業農家8割が兼業農家である。今後は規模の縮小を考えている。また、現時点で農業者は65歳以上となっており担い手・後継者が減少傾向にある。今後は、法人との取組が必要である。

なお、当地域では、2025年3月をもって中山間管理協定集落を解散することになっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の主要作物は水稻ですが、ピーマン・葉タバコ・酪農などを一部取り組んでいる農家の方もいる。現在農業を経営していくうえで、肥料・資材等の高騰もあり、現在の所得・担い手の確保が難しい状況になっている。担い手を含め機械化による省力化を同時に進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家が少ない中、経営継承を受けた担い手や新規就農者が現れた時は、その人に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替え、農地管理機構の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地については、ほぼ基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域については、専業農家が少なく兼業農家が多いため、集落営農組織の法人化の気運が高まれば進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
土地利用型の担い手が増えてくれば、地域内の水稲作は全てその人達担い手に作業の委託を行い、野菜の担い手は野菜作に集中する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--